

○岡山県警察少年育成官運用要領の制定について(通達)  
(令和2年2月3日岡少第35号、岡子女第23号、岡務第79号、岡県庁第26号警察本  
部長例規)

改正 令和4年3月16日岡務第291号 令和4年5月31日岡少第193号

各部長  
首席監察官 殿  
総務統括官  
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察少年補導員運用要領を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、岡山県警察少年補導員の活動等要領の運用について(通達)(平成12年10月4日岡少第337号、岡務第357号例規)及び少年補導員の少年事件処理基準について(通達)(平成12年10月4日岡少第338号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察少年育成官運用要領

## 1 目的

この要領は、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第13号に規定される少年補導職員である岡山県警察少年育成官(以下「少年育成官」という。)が行う少年警察活動及び当該活動を行うに当たっての要領を定め、適正かつ効果的な運用に資することを目的とする。

## 2 少年警察活動

少年育成官が行う少年警察活動は、主として次に掲げる活動とする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理
- (6) 家出少年への対応
- (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (8) 有害環境の浄化
- (9) 関係機関との連携
- (10) 広報啓発

## 3 活動要領

少年育成官が少年警察活動を行うに当たっては、特に、少年の特性についての深い知識と理解、個々の少年の特性に応じた取扱いなど、その期待される能力が十分に発揮できるよう、以下の点に配意した活動を積極的に推進するものとする。

#### (1) 活動重点

少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年育成官に期待される能力を十分に発揮できる分野であることから、他の活動に優先して取り組むものとし、その他の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接する活動に重点を置くものとする。

#### (2) 具体的活動要領

##### ア 少年相談

相談事案への対応は、別に定めるところにより、適切に実施することはもとより、少年に関する電話相談・面接相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携を図りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講ずるものとする。

##### イ 継続補導

保護者等の依頼があったとき又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題が解消されるまで引き続き指導、注意、助言等を行うものとする。

また、継続補導に当たっては、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう、招致面接指導のほか家庭訪問による指導等適宜の方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡・連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めるものとする。

##### ウ 被害少年に対する継続的支援

少年相談、事件処理等を通じ、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的ダメージの克服等のために支援が必要と認められる者を把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の指導・助言等を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行うものとする。

##### エ 街頭補導

非行少年等のい集・非行が行われやすい場所・時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。

また、積極的な声かけ等により、非行少年等の早期発見に努め、発見・補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意・助言を行う。

#### オ 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

触法・ぐ犯・不良行為少年事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のために必要な注意・助言等を行う。

#### カ 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安員会規則第 13 号）等に基づき組織的な対応を図る。

また、家出少年を発見した際には、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、家出の原因の究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うものとする。

#### キ 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校・保健所をはじめとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うものとする。

#### ク 有害環境の浄化

街頭活動、サイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、少年に有害な商品及びサービスを提供する営業、インターネット上の違法・有害情報等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導及び協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行うものとする。

#### ケ 関係機関との連携

少年警察活動は、関係機関等の理解と協力を得て行うことが必要なことから、学校を始めとする関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

#### コ 広報啓発

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等、あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行うものとする。

### 4 転用勤務の抑制

少年育成官は、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を生かせる少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警

察職員であることから、勤務形態、配置等についても特段の配慮をし、いやしくも少年育成官本来の活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制するものとする。

#### 5 教養の実施

少年育成官がその職責を果たすためには、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術の習得が不可欠なことから、採用時の教養の充実を図るとともに、少年相談等における専門的なカウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養の実施に努めるものとする。

また、教養の内容についても、事例に基づく実践的なものを実施するものとする。

#### 6 少年サポートチームの活用と関係機関との連携の強化

少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援等の活動を実施する上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し、相互に連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めるとともに、平素より関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化するものとする。

#### 7 活動についての適正な評価

少年育成官の活動の評価に当たっては、その活動の特質が捜査、取締りとは別の観点から少年を指導及び支援する点にあることを認識し、少年相談により事件の端緒を得ることを賞揚するような基準によることなく、少年育成官の活動の本質に照らし、その努力及び達成の度合いを実質的かつ総合的に評価するものとする。

#### 8 危害防止のための措置

少年育成官が継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合には、受傷事故に遭遇することも考えられることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置をとるものとする。

また、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間において実施する場合には、警察官を同行させるものとする。